各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 各指定障害者支援施設運営法人代表者 各指定一般相談支援事業所運営法人代表者 各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 各指定障害児入所施設運営法人代表者 (いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」について

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」 を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。

対策の一環として、4月28日には、国に対して「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域への指定の要請を行い、本日、特措法第31条の4の規定に基づく指定を受けたところです。

これを受け、本県としては、既に実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域としました。そして、「飲食」、「若者の行動」「外国人県民」などを中心に法の裏付けを得て対策を強化してまいります。

本日5月7日の新規感染者数は過去最高の130人に上り、10万人あたりの新規感染者数(7日間移動合計)は26.88人、国基準でのステージIV(25人以上)の水準に達し、病床使用率も明日にはステージIV(50%以上)となる大変厳しい状況です。

このような状況が改善されず、仮に、<u>今後、毎日新規感染者が100人規模で推移</u> すると、10日ないし半月の間にも本県のコロナ病床がすべて埋まってしまい、本県 が掲げる「自宅療養者ゼロ」が困難になる深刻な事態に陥ります。

このため、5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き、医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部により「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」が示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、<u>何としても感染拡大に歯止めをかけるため、下記によりすべての関係者に対する感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います</u>。

記

1 飲食対策、外出移動制限の実施徹底

感染のリスクが高い飲食の場面について、感染防止対策が徹底されていない飲食店

等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛、自宅を含む大人数・長時間での飲酒の自粛、河川敷等でのバーベキュー自粛をお願いします。

また、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛、愛知県をはじめとした緊急事態 措置区域・まん延防止等重点措置区域との往来自粛をお願いします。

2 これまでの感染拡大防止対策の継続徹底

- (1) 「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)による重点的な対策チェックの実施 各施設で設置している「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)により、以下の 項目に対する重点的なチェックをお願いします。
 - 日常生活での予防策の徹底(マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続)
 - 施設の感染防止体制 (職員研修の実施など)
 - 持ち込まない対策 (職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策)
 - 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等)
- (2) 職員、利用者等の感染防止対策について
- ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。
- (3) 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について
- ・ 職員、利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、 水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策(マスクの常用、手指衛生の強化等)の再確認、強化・徹底 の継続をお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室 (ロッカー室) については、他の職員等と一定の距離を保つ など、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、共用部分やリハビ リ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時の マスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- (4) 入所施設での予防的検査の実施について

県及び岐阜市では、感染拡大兆候の事前探知に向け、入所施設の従業者を対象と した予防的検査の実施を進めています。各入所施設においては、予防的検査の積極 的な実施をお願いします。

<添付資料>

・「まん延防止等重点措置区域の指定を受けて」(令和3年5月7日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係 長	若 原	担 当	信 田
TEL	TEL 058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-26	43	